

源泉所得税の改正のあらまし

平成21年4月

国 税 庁

○ 国税庁ホームページでは税に関する情報を提供しています。 【www.nta.go.jp】

○ 源泉所得税の納付は電子納税で!!
e-Tax（イータックス）ホームページ 【www.e-tax.nta.go.jp】

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝しております。さて、平成21年度の税制改正により、源泉所得税関係について次のような改正が行われましたのでお知らせいたします。

(注) このパンフレットは、平成21年4月1日現在の法令に基づいて作成しています。

1 上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率に対する軽減税率の特例及び源泉徴収選択口座における源泉徴収税率に対する軽減税率の特例が、平成23年12月31日まで延長されました。

(1) 制度の概要

イ 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者（以下「居住者等」といいます。）が支払を受ける上場株式等の配当等（大口株主等である個人が支払を受けるものを除きます。以下同様です。）に対する源泉徴収税率については平成22年12月31日まで、また、国内に恒久的施設を有しない非居住者及び法人が支払を受けるべき上場株式等の配当等に対する源泉徴収税率については平成21年3月31日まで、それぞれ7%（居住者の場合には他に住民税3%）の軽減税率が適用されています^(注)。

(注) 平成20年度の税制改正により、居住者等が支払を受ける上場株式等の配当等に対する源泉徴収税率は、平成21年1月1日以後、15%（居住者の場合には他に住民税5%）とされましたが、経過措置として、平成21年1月1日以後も引き続き軽減税率を適用することとされました。

ロ 居住者等が、源泉徴収の選択をした特定口座（源泉徴収選択口座）において上場株式等の譲渡又は上場株式等の信用取引等による差金決済を行った場合、その譲渡収入金額又は差益等に基づき一定の計算により算定される金額（以下「源泉徴収選択口座内調整所得金額」といいます。）に対する源泉徴収税率については、平成22年12月31日まで、7%（居住者の場合には他に住民税3%）の軽減税率が適用されています^(注)。

(注) 平成20年度の税制改正により、平成21年1月1日以後、源泉徴収税率は15%（居住者の場合には他に住民税5%）とされましたが、経過措置として、平成21年1月1日以後も引き続き軽減税率を適用することとされました。

(2) 改正の内容

今回の改正により、上記(1)イ及びロの軽減税率の特例が、平成23年12月31日まで延長されました。

表1【上場株式等の配当等に対する源泉徴収税率】

区分		期間			
		～平成20年12月31日	平成21年1月1日～平成21年3月31日	平成21年4月1日～平成23年12月31日	平成24年1月1日～
個人	居住者等	軽減税率の特例 (7%(居住者の場合には他に住民税3%))の適用があります。	軽減税率適用		15%(居住者の場合には他に住民税5%)の税率が適用されます。
	非居住者(国内に恒久的施設を有しない場合)		軽減税率適用		
法人					

(注) 大口株主等である個人が支払を受ける上場株式等の配当等については、上記のいずれの期間も20%(住民税なし)の税率により源泉徴収されます。

表2【上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額に対する源泉徴収税率】

区分		期間			
		～平成20年12月31日	平成21年1月1日～平成23年12月31日	平成24年1月1日～	
居住者等	居住者	軽減税率の特例 (7%(居住者の場合には他に住民税3%))の適用があります。	軽減税率適用		15%(居住者の場合には他に住民税5%)の税率が適用されます。
	非居住者(国内に恒久的施設を有する場合)		軽減税率適用		

- 2 住宅借入金等特別控除について、適用期限が5年延長されるとともに、その控除期間、住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率を表3のとおりとすることとされました。
- 3 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅の新築等をして、同法の施行日（平成21年6月4日）から平成25年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合の住宅借入金等特別控除の特例が創設され、その控除期間、住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率を表4のとおりとすることとされました。
- 4 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用期限が5年延長されるとともに、平成21年4月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合の断熱改修工事等の要件が緩和されました。

(1) 制度の概要

- イ 居住者が、一定の要件を満たす居住用家屋の新築、新築住宅若しくは既存住宅の取得又は増改築等（以下「住宅の取得等」といいます。）をして、平成11年1月1日から平成20年12月31日までの間にその家屋をその人の居住の用に供した場合において、その人がその住宅の取得等のための一定の借入金又は債務（以下「住宅借入金等」といいます。）を有するときは、その居住の用に供した日の属する年（以下「居住年」といいます。）以後10年間（平成11年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供したときは15年間）の各年にわたり、住宅借入金等の年末残高の合計額を基として、一定の控除率により計算した金額を住宅借入金等特別控除としてその人のその年分の所得税の額から控除できることとされています。
- ロ 上記イのほか、住宅借入金等特別控除については、次のような特例が設けられています。
 - ① 居住者が、住宅の取得等をして、平成19年1月1日から平成20年12月31日までの間にその家屋をその人の居住の用に供した場合において、その人が住宅借入金等を有するときは、上記イとの選択により、居住年以後15年間の各年にわたり、住宅借入金等の年末残高の合計額を基として、一定の控除率により計算した金額をその人のその年分の所得税の額から控除できることとされています。
 - ② 一定の居住者が、その人の所有する居住の用に供する家屋について、高齢者等居住改修工事等を含む増改築等をして、平成19年4月1日から平成20年12月31日までの間にその家屋をその人の居住の用に供した場合において、その人がその住宅の増改築等のための一定の借入金又は債務（以下「増改築等住宅借入金等」といいます。）を有するときは、上記イとの選択により、居住年以後5年間の各年にわたり、増改築等住宅借入金等の年末残高の1,000万円以下の部分の金額に一定の控除率を乗じて計算した特定増改築等住宅借入金等特別控除額を、その人のその年分の所得税の額から控除できることとされています（高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除制度）。
 - ③ 居住者が、その人の所有する居住の用に供する家屋について、特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等を含む増改築等をして、平成20年4月1日から平成20年12月31日までの間にその家屋をその人の居住の用に供した場合において、その人が増改築等住宅借入金等を有するときは、上記イとの選択により、居住年以後5年間の各年にわたり、増改築等住宅借入金等の年末残高の1,000万円以下の部分の金額に一定の控除率を乗じ

て計算した特定増改築等住宅借入金等特別控除額を、その人のその年分の所得税の額から控除できることとされています（断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除制度）。

(2) 改正の内容

イ 住宅借入金等特別控除の適用期限の延長及び制度の拡充

今回の改正により、上記(1)イの住宅借入金等特別控除の適用期限が**平成 25 年 12 月 31 日まで 5 年延長**され、居住者が、住宅の取得等をして、その間にこれらの家屋を自己の居住の用に供した場合の控除期間、住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率が**表 3**のとおりとされました。

表 3

居住の用に供した日の属する年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	住宅借入金等の年末残高に乗ずる控除率	各年の控除限度額
平成 21 年・22 年	10 年間	5,000 万円	1.0%	50 万円
平成 23 年		4,000 万円		40 万円
平成 24 年		3,000 万円		30 万円
平成 25 年		2,000 万円		20 万円

ロ 認定長期優良住宅の新築等を行った場合の住宅借入金等特別控除の特例の創設

今回の改正により、居住者が、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」（平成 20 年法律第 87 号）（以下「長期優良住宅法」といいます。）に規定する認定長期優良住宅に該当する家屋で一定のもの^(注1)（以下「認定長期優良住宅」といいます。）の新築又は建築後使用されたことのない認定長期優良住宅の取得（以下「認定長期優良住宅の新築等」といいます。）をして**長期優良住宅法の施行日（平成 21 年 6 月 4 日）から平成 25 年 12 月 31 日までの間に自己の居住の用に供した場合**において、その人がその認定長期優良住宅の新築等のための住宅借入金等（以下「長期優良住宅借入金等」といいます。）を有するときは、上記イとの選択により、その控除期間、長期優良住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率を**表 4**のとおりとする特例が創設されました^(注2)。

(注 1) 個人がその居住の用に供する家屋で、次に掲げる要件に該当するものをいいます。

- ① 床面積が 50 ㎡以上であること。
- ② 床面積の 2 分の 1 以上が専ら自己の居住の用に供されるものであること。
- ③ 長期優良住宅法第 10 条第 2 号に規定する認定長期優良住宅に該当するものであることにつき一定の証明がされたものであること。

(注 2) 居住者が、認定長期優良住宅を自己の居住の用に供した日の属する年分又はその翌年分において、今回の改正により創設された、認定長期優良住宅新築等特別税額控除（居住者が、認定長期優良住宅の新築等をして、長期優良住宅法の施行日（平成 21 年 6 月 4 日）から平成 23 年 12 月 31 日までの間に自己の居住の用に供した場合における認定長期優良住宅の構造等の標準的工事費用相当額の所得税額の特別控除）の適用を受ける場合には、居住年以後 10 年間の各年において、上記イ及びロの住宅借入金等特別控除の適用を受けることはできません。

表 4

居住の用に供した日の属する年	控除期間	長期優良住宅借入金等の年末残高の限度額	長期優良住宅借入金等の年末残高に乗ずる控除率	各年の控除限度額
平成 21 年～23 年	10 年間	5,000 万円	1.2%	60 万円
平成 24 年		4,000 万円	1.0%	40 万円
平成 25 年		3,000 万円		30 万円

ハ 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用期限の延長等

今回の改正により、上記(1)ロ②の高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除及び上記(1)ロ③の断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用期限がそれぞれ **5年延長され、平成 25 年 12 月 31 日までの間に自己の居住の用に供した場合について適用**することとされました^(注)。

また、断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の対象となる増改築等について、増改築等をして平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に居住の用に供した場合の断熱改修工事等の要件が緩和されました。

(注) 今回の改正により創設された、特定改修特別税額控除（既存住宅について特定の改修工事をして、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に自己の居住の用に供した場合における工事費用相当額（標準的な費用の額を限度）の所得税額の特別控除）の適用を受ける場合には、上記イの住宅借入金等特別控除及び上記ハの特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることはできません。

5 住宅の取得等をして自己の居住の用に供した居住者が、当初居住年に、勤務先からの転任命令等により、その家屋を自己の居住の用に供しなくなった場合であっても、再びその家屋を自己の居住の用に供した場合には、一定の要件の下で、再居住年以後の各適用年について、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができることとされました。

(1) 住宅の取得等をして住宅借入金等特別控除の適用を受けていた居住者が、勤務先からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由（以下「転任命令等」といいます。）により、控除の適用を受けていた家屋をその人の居住の用に供しなくなったことにより住宅借入金等特別控除の適用を受けられなくなった後、その家屋を再びその人の居住の用に供した場合には、その住宅の取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除期間内の各年のうち、再び居住の用に供した日の属する年（以下「再居住年」といいます。）以後の各適用年（再居住年にその家屋を賃貸の用に供していた場合はその翌年以後の各適用年）について、住宅借入金等特別控除の再適用を受けることができることとされています^(注)。

(注) 平成 15 年 4 月 1 日以後にその家屋を自己の居住の用に供しなくなった場合に適用されません。

(2) 今回の改正により、住宅の取得等及び認定長期優良住宅の新築等をして居住の用に供した人が、その居住の用に供した日からその年（以下「当初居住年」といいます。）の 12 月 31 日までの間に、転任命令等により、その家屋をその人の居住の用に供しなくなった場合^(注1)であっても、当初居住年の翌年以後再びその家屋をその人の居住の用に供した場合には、通常の住宅借入金等特別控除に係る添付書類のほか当初居住年において自己

の居住の用に供していたことを証する書類等一定の書類を添付した確定申告書をその家屋の所在地の所轄税務署長に提出することにより、その住宅の取得等及び認定長期優良住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の控除期間内の各年のうち再居住年以後の各適用年（再居住年にその家屋を賃貸の用に供していた場合はその翌年以後の各適用年）について、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができることとされました^(注2)。

この改正は、**平成 21 年 1 月 1 日以後に家屋を自己の居住の用に供しなくなった場合**について適用されます。

(注1) この場合、当初居住年については、住宅借入金等特別控除の適用はありません。

(注2) 特定増改築等住宅借入金等特別控除についても、上記(1)及び(2)が適用されます。

6 居住者が所有している家屋について、自己の居住の用に供する前に一定の増改築等を行い、6か月以内に自己の居住の用に供した場合、その増改築等について住宅借入金等特別控除の適用を受けることができることとされました。

(1) 居住者が所有し居住の用に供している家屋について、一定の増改築等を行い、その増改築等の日から6か月以内に自己の居住の用に供した場合には、その増改築等について住宅借入金等特別控除の適用を受けることができることとされています。

(2) 今回の改正により、居住者が所有している家屋について、自己の居住の用に供する前に一定の増改築等を行った場合であっても、その増改築等の日から6か月以内に自己の居住の用に供したときは、その増改築等について住宅借入金等特別控除の適用を受けることができることとされました。

この改正は、増改築等をした居住用家屋を**平成 21 年 1 月 1 日以後に自己の居住の用に供した場合**について適用されます。

7 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除制度の創設に伴い、給与所得の源泉徴収票の記載事項に関する所要の整備が行われました。

今回の改正により、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除制度が創設されたことに伴い、給与所得の源泉徴収票について、居住年ごとの「居住開始年月日」、「住宅借入金等の金額」等の記載に関する所要の整備が行われました。

この改正は、**平成 21 年 4 月 1 日以後**に提出し、又は交付する給与所得の源泉徴収票について適用されます。

なお、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除制度の詳しい内容につきましては、最寄りの市区町村におたずねください。

8 内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人が、上場証券投資信託の終了又は一部の解約により支払を受ける金銭等のうち、収益の分配として課税される部分については、所得税を課さない（源泉徴収を要しない）こととされました。

今回の改正により、内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人が、上場証券投資信託^(注)の終了又は一部の解約により支払を受ける金銭等のうち、収益の分配として課税される部分については、所得税を課さない（源泉徴収を要しない）こととされました。

この場合において、国内においてその上場証券投資信託の終了（信託の併合に係るものである場合は、一定のものに限ります。）又は一部の解約により金銭等の支払をする者は、その支払をする金銭等の額その他一定の事項を記載した支払調書を、その上場証券投資信託の終了又

は一部の解約があった日の属する月の翌月末日までに、その支払をする者の所轄税務署長に提出しなければならないこととされました。

この改正は、**平成 21 年 4 月 1 日以後**の上場証券投資信託の終了又は一部の解約について適用されます。

(注) 上場証券投資信託とは、公社債投資信託以外の証券投資信託のうちその設定に係る受益権の募集が公募（金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する取得勧誘のうち、同項第 1 号に掲げる場合に該当するものをいいます。）により行われたもの（特定株式投資信託を除きます。）で、次の要件を満たすものをいいます。

- イ その証券投資信託の受益権が金融商品取引所に上場されていること又は上場されていたこと。
- ロ その証券投資信託の委託者指図型投資信託約款に、受益権の上場が廃止された後は直ちにその証券投資信託を終了するための手続を開始する旨の定めがあること。

9 投資事業有限責任組合の外国組合員について、一定の手続の下で、国内に恒久的施設を有しない非居住者又は外国法人とみなすこととされました。

- (1) 国内に恒久的施設を有する投資事業有限責任組合（外国におけるこれに類するものを含みます。以下「投資組合」といいます。）の組合員である非居住者又は外国法人（以下、併せて「外国組合員」といいます。）が受けるべき組合利益（その組合契約に基づき国内において行う事業から生ずる利益でその組合契約に基づいて配分を受ける一定のものをいいます。）については、その組合利益について金銭その他の資産の交付をした日（その組合利益に係る各計算期間の末日の翌日から 2 か月を経過する日までにその金銭その他の資産の交付が行われない場合には、その 2 か月を経過する日）に、その組合利益の配分をする者が 20%の税率により源泉徴収を行うこととされています。
- (2) 今回の改正により、投資組合の外国組合員のうち、一定の要件^(注1)を満たす外国組合員については、一定の手続^(注2)の下で、国内に恒久的施設を有しないものとして、所得税法その他所得税に関する法令の規定の適用を受けることとされました。

この改正は、**平成 21 年 4 月 1 日以後**に非居住者が有する国内源泉所得又は外国法人が支払を受けるべき国内源泉所得について適用されます。

(注 1) 「一定の要件」とは、次に掲げる要件をいいます。

- イ 投資組合の有限責任組合員であること。
- ロ 投資組合の事業に係る業務の執行として一定の行為を行わないこと。
- ハ 投資組合の組合財産に対する持分の割合が 25%未満であること。
- ニ 投資組合の無限責任組合員と特殊の関係のある者でないこと。
- ホ 国内にその投資組合の事業以外の事業に係る恒久的施設を有しないこと。

(注 2) 一定の要件を満たす外国組合員が、所定の事項を記載した書類（特例適用申告書）に、上記（注 1）のイからハの要件を満たすことを証する書類を添付したものを、投資組合の無限責任組合員で組合利益の配分の取扱いをする者を經由して、組合利益の支払事務の取扱いを行う事務所等の所在地の所轄税務署長に提出し、かつ、原則としてその投資組合の組合契約締結の日からその提出の日まで継続して上記（注 1）のイからホの要件を満たしている場合に限り、その提出の日以後、国内に恒久的施設を有しないものとして取り扱われます。

なお、その外国組合員が上記（注 1）のイからホの要件のいずれかを満たさなくなった場合には、その満たさないこととなった日以後は、一定の事由が生じるまでの間は、この取扱いは適用されません。

10 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例の適用期限が、**平成 22 年 3 月 31 日まで**1 年延長されました。

11 個人に対して支払う株式等証券投資信託等の償還・解約金のうち株式等譲渡所得等の収入金額とみなして課税される部分の金額については、株式等の譲渡の対価の支払調書の提出対象となることが明確化されました。

12 ①上場株式配当等、オープン型の証券投資信託の収益分配金若しくはいわゆるみなし配当の支払を受ける信託の受託者又は②これらの配当等を他人のために業務に関連して名義人として支払を受ける者は、その信託の受益者等又はその他人に対し、上場株式配当等の支払通知書、オープン型の証券投資信託の収益の分配の支払通知書又は配当等とみなす金額に関する支払通知書を交付しなければならないこととされました。

平成 20 年度の税制改正により、平成 22 年 1 月 1 日以後適用される主なもの

(注) 詳しくは、「平成 20 年 6 月源泉徴収のあらまし」などでご確認ください。

○ 国内における支払の取扱者を通じて支払われる上場株式等の配当等について、その支払の取扱者を源泉徴収義務者とする事とされました。

この改正は、平成 22 年 1 月 1 日以後に支払われる上場株式等の配当等について適用されます。

○ 源泉徴収の選択をした特定口座（以下「源泉徴収選択口座」といいます。）への上場株式等の配当等の受入れが可能とされ、その源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等の配当等（以下「源泉徴収選択口座内配当等」といいます。）に係る配当所得の金額の計算は、他の配当等に係る配当所得の金額と区分して行うこととされました。

○ 源泉徴収選択口座内に上場株式等に係る譲渡損失の金額があるときは、その源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納付すべき所得税の額は、その年中にその源泉徴収選択口座に受け入れられた源泉徴収選択口座内配当等の総額からその譲渡損失の金額を控除した残額に対して源泉徴収税率を乗じて計算した金額とすることとされました。

また、その源泉徴収選択口座内配当等について源泉徴収をした所得税の納付期限については、原則として、その徴収の日の属する年の翌年 1 月 10 日とする事とされました。

これらの改正は、平成 22 年 1 月 1 日以後に交付する源泉徴収選択口座内配当等について適用されます。

源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、
ご遠慮なく税務署におたずねください。



この社会あなたの税がいきている